

**新しい後期高齢者医療被保険者証は  
7月下旬に郵送します**

問 保険年金課 ☎(55)7119

【新しい保険証(緑色)】

7月下旬に簡易書留郵便でお送りします。受け取りの際には受領印が必要です。

8月以降に病院などにかかる際にご提示ください。

※不在の場合は郵便局が「不在通知」を置いていきますので、「不在通知」の指示に従い受け取ってください。



【今までの保険証(オレンジ色)】

8月以降に使用できないようハサミなどで裁断して(個人情報を読み取れないよう)破棄してください。(返送不要)

なお、保険証が届かない場合など不明な点があればお問い合わせください。

※入院や施設入所などにより送付先の変更を希望される方は、保険年金課または各支所の窓口で送付先変更の手続きを行ってください。

※別に通知する方は、通知の指示により更新してください。更新をされないで8月から使用できなくなります。

※裏面が、臓器提供意思表示カードになっています。個人情報保護シールが必要な方は、保険年金課または各支所の窓口でお受け取りください。

**国民年金保険料の  
免除制度・納付猶予制度**

問 保険年金課 ☎(55)7119

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

※学生の方はこの制度を利用できません。学生納付特例制度をご利用ください。

【申請免除制度】

・ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が免除になります。

・「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4段階の免除があります。

免除区分	納める保険料額(令和3年度)	老齢基礎年金への計算(全額納付した場合と比較)	所得の基準
全額	0円	免除期間は2分の1で計算	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 32万円
4分の3(4分の1納付)	4,150円	免除期間は8分の5で計算	88万円
半額(半額納付)	8,310円	免除期間は8分の6で計算	128万円
4分の1(4分の3納付)	12,460円	免除期間は8分の7で計算	168万円

+ 扶養親族等控除額  
+ 社会保険料控除額等

※本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、上の計算式の金額以下であれば免除を受けることができます。  
※減額された保険料を納めていない期間は未納扱いとなり、受給要件にも老齢基礎年金額の計算にも算入されません。

▼免除要件

・本人と配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ別表の所得の基準以下のとき

【納付猶予制度】

・ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が猶予されます。

▼猶予要件

・50歳未満の方(学生を除く)  
・本人と配偶者の前年所得がそれぞれ別表の全額免除の所得の基準以下のとき

※世帯主の所得は審査対象にはなりません。  
・猶予された期間は、老齢基礎年金の金額には反映されません。

※「全額免除および「納付猶予制度」が承認された方は、申請時に翌年度以降も引き続き審査を希望されると、毎年度の申請手続きが不要です。なお、失業などによる特例免除承認者は、翌年度も申請が必要です。

▼承認期間/7月〜令和4年6月(過去2年1か月前までの期間も、さかのぼって申請可)  
▼申請に必要なもの  
・年金手帳  
・雇用保険被保険者離職票または「雇用保険受給資格者証」などの「コピー(失業を理由に申請する場合のみ必要)」

★臨時特例  
令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除相当程度まで所得の低下が見込まれる方について、臨時

特例措置として、簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除・猶予する取り扱いが行われています。

なお、学生の場合は学生納付特例の臨時特例の対象となります。

詳しくは、日本年金機構ホームページ  
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokenen/menjo/0430.html>

または、中村年金事務所 国民年金課  
☎052(453)7200

**狂犬病予防注射の接種期間の延長について**

問 環境課 ☎(55)7114

狂犬病予防法により、犬の所有者または管理者は期間内(年1回4月1日から6月30日まで)にその犬に狂犬病予防注射を接種させ、注射済票の交付を受けることになっています。

令和3年度は、狂犬病予防法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の発生または蔓延の影響によるやむを得ない事情により、期間内に接種できなかった場合は、12月31日(金)までに予防注射の接種をした場合、期間内に注射を受けさせたものとみなすことになりました。

この改正は狂犬病予防注射の接種自体を不要とするものではありませんので、趣旨をご理解のうえ12月31日(金)までに狂犬病予防注射の接種をお願いします。